介護予防·日常生活支援総合事業 第1号通所事業(総合事業通所介護)契約書別紙(兼重要事項説明書)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	合同会社 あゆみの森
主たる事務所の所在地	〒322-0045 鹿沼市上殿町721-1
代表者(職名・氏名)	代表社員 北條 豊
設 立 年 月 日	平成20年5月2日
電 話 番 号	0 2 8 9 - 6 0 - 2 7 1 7

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイホームあゆみ		
サービスの種類	第1号通所事業(総合事業通所介護)		
事業所の所在地	〒322-0045 鹿沼市上殿町721-1		
電 話 番 号	0 2 8 9 - 6 0 - 2 7 1 7		
指定年月日・事業所番号	0970500773		
実施単位・利用定員	1単位 定員10人		
通常の事業の実施地域	通常の事業の実施地域 鹿沼市		

3. 事業の目的と運営の方針

	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可
	能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう,生活
事業の目的	の質の確保及び向上を図るとともに, 安心して日常生活を過ごすことが
	できるよう,第1号通所事業(総合事業通所介護)を提供することを目
	的とします。
	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法そ
	の他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者
実営の士包	,地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら,利用
運営の方針	者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又
	は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努め
	ます。
	ます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業(総合事業通所介護)は、事業者が設置する事業所(デイサービスセンター)に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始(12月31日から1月3日)及びお盆期間(8月14日から8月15日)を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス 提供時間	午前9時00分から午後4時20分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数		
生活相談員	常勤2人, 兼務1人		
看護職員	非常勤1人		
介護職員	常勤2人, 非常勤3人		
機能訓練指導員	非常勤1人		
栄養士	非常勤1人		

7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって,ご不明な点やご要望などありましたら,何でもお申し出ください。

P	
管理者の氏名	杉江 純子

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号通所事業(通所介護相当サービス)の利用料・・・基本部分,加算・減算の合計の額となります。

【基本部分】

利用者の	甘 十 利 田 率	利用者負担		
要介護度	基本利用料	1割	2割	3割
事業対象者 要支援1	1,798円(1回につき)	1,798円	3, 596円	5, 394円
要支援2	3,621円(1回につき)	3,621円	7, 242円	10,863円

上記の基本利用料は、鹿沼市市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領で定める金額であり、その金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

	加算の要	加算額			
加算の種類 件(概要)		基本	利用者負担		
)	利用料	1割	2割	3割
	別に厚生労働	事業対象者 要支援1	24	48	72
┃サービス提供体	大臣が定める				
制加算Ⅲ	基準に適合し	要支援 2	10	06	144
	ている場合	安义饭乙	48	96	144
サービス処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の	43/1000	加算	

(2) その他の費用

食 費 食事の提供をする場合、1食につき700円の食費をいただきます。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変,その他の緊急事態が生じたときは, 速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等,必要な措置を講じます。

	H = # + = 14	
	医療機関の名称	
利田老の子沙屋	氏名	
利用者の主治医	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名(利用者との続柄)	
(家族等)	電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)及び鹿沼市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口 電話番号 0289-60-2717 当事業所の相談室

(2)サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	鹿沼市高齢福祉課	電話	0 2 8 9 - 6 3 - 2 1 7 5
	栃木県国民健康保険団体連合会	電話	0 2 8 - 6 2 2 - 7 2 4 2

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2)複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3)体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、事業所の管理者を防火責任者 として次のとおり必要な訓練を行っており、また、消防法上必要な設備を備えており ます。

避難訓練1年1回

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地

事業者名 デイホームあゆみ

代表者職·氏名 管理者 杉江純子

説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住所

氏 名

署名代行者(又は法定代理人)

住 所

本人との続柄

氏 名